

# 社会福祉施設長 資格認定講習課程

— 2016[平成28]年度 —

## 受講案内

《受講申込締切日》  
2016年4月1日(金)



中央福祉学院

ロフォス湘南

# 1. 目的

「社会福祉施設の長の資格要件について（昭和 53 年 2 月 20 日付社庶第 13 号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）」および「児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（平成 23 年 9 月 1 日付雇児 0901 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」による社会福祉施設の長（以下、「施設長」という）として必要な要件を満たしていない者が、通信教育（面接授業 5 日間を含む）によって施設長として必要な資格要件を取得することを目的としています。

# 2. 受講資格

社会福祉施設の長に就任しようとする者、または就任している者であって、下表の必要な資格要件を満たしていない者。（ただし、資格要件を満たしている者や、下表以外の種別の社会福祉施設長（就任予定含む）でも受講することができます。

また、施設長の資格要件については、自治体ごとに基準が異なる場合がありますので、必要に応じて各都道府県・指定都市・中核市の社会福祉研修主管部（局）に照会をお願いいたします。

施設種別		必要な資格要件 （(1)～(4)については、次のいずれかに該当すること(5)については、次のいずれかに該当し、かつ厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けた者）
(1)	救護施設、更生施設	① 社会福祉主事任用資格の要件を有する者 ② 社会福祉事業に 2 年以上従事した者
(2)	盲児施設、ろうあ児施設	① 社会福祉主事任用資格の要件を有する者 ② 児童福祉司任用資格の要件を有する者 ③ 児童福祉事業に 2 年以上従事した者
(3)	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム	① 社会福祉主事任用資格の要件を有する者 ② 社会福祉事業に 2 年以上従事した者
(4)	障害者支援施設	① 社会福祉主事任用資格の要件を有する者 ② 社会福祉事業に 2 年以上従事した者
(5)	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設	① 精神保健又は小児保健（乳児院については、小児保健）に関して学識経験を有する医師 ② 社会福祉士 ③ 勤務する施設と同じ種別の施設に 3 年以上勤務した者 ④ ①から③までと同等以上の能力を有する者であると都道府県知事等が認める者であって、かつ、次のイからハまでの期間の合計が 3 年以上のもの又は『厚生労働大臣が指定する講習会』を修了したもの（注） イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間 ハ 社会福祉施設に勤務した期間（イ又はロの期間を除く。）

（昭和 53 年 2 月 20 日付社庶第 13 号厚生省社会局長・児童家庭局長通知および平成 23 年 9 月 1 日付雇児発 0901 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知等をもとに中央福祉学院が作成）

（注）『厚生労働大臣が指定する講習会』とは、全国社会福祉協議会が行う「社会福祉施設長資格認定講習課程」を指す

### 3. 受講期間

2016年4月1日より1年間 (通信学習期間：2016年5月15日～2017年1月31日)

### 4. 学習内容

本課程は、①通信授業(自宅学習)、②面接授業(スクーリング)により構成されています。

#### ① 通信授業(自宅学習)

学期ごとに4科目ずつ取り組み、答案を提出します。課題は、選択式設問(三択、挿入)50点、記述式設問(500～600字のレポート)50点の100点満点です。

提出課題が合格点(60点以上)に達した場合に当該履修科目の合格となります。

(1) 通信授業における学習期間(通信学習期間)は以下のとおりです。

第1学期	2016年5月15日(日)～7月31日(日)	第3学期	10月1日(土)～11月30日(水)
第2学期	8月1日(月)～9月30日(金)	第4学期	12月1日(木)～2017年1月31日(火)

(2) 履修科目は5ページの別表1に掲げる全16科目です。

(3) 通信授業の学習教材(テキスト、補助教材)は受講者に5月15日までに送付します。

#### ② 面接授業(スクーリング):5日間

面接授業では、5日間の講義・演習を受講いただきます(詳細は受講決定後にお送りする『研修受講にあたって』および『学習の手引』に掲載いたします)。

(1) 受講者は(2)の日程の**いずれか1回**に出席いただきます。出席回は本学院が指定いたします。

(2) 面接授業の実施期日(予定)は以下のとおりです。

回数	日程
第1回	2016年9月19日(月)～9月23日(金)
第2回	10月8日(土)～10月12日(水)
第3回	10月18日(火)～10月22日(土)
第4回	11月5日(土)～11月9日(水)
第5回	11月18日(金)～11月22日(火)
第6回	11月26日(土)～11月30日(水)
第7回	12月10日(土)～12月14日(水)

(3) 面接授業の会場は“中央福祉学院(ロフォス湘南)”となります。

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44 TEL046-858-1355 FAX046-858-1356

※アクセスは、裏表紙およびホームページ(<http://www.gakuin.gr.jp/>)でご確認ください。

(4) 受講者には、別途『スクーリング参加の手引』(受講決定通知と併せてお送りします)により、宿泊ホテルや期間中の食事等各種プランをご案内します。

### 5. 受講定員

1,000名

## 6. 受講料

(1) 71,000 円（テキスト・教材費、面接授業料、添削指導料を含みます。（消費税込額））

※面接授業出席に係る交通費・宿泊費・食費は別途ご負担いただきます。

(2) 納入方法

- ① 受講決定通知に添付された指定の振込用紙により、指定期日までに一括納入してください。分割納入はできません。
- ② 受講料の払込手数料は受講者の負担となります。
- ③ 一度納入いただいた受講料は、送付した教材を使用した場合や、通信課程の開始日を過ぎて受講取り消しの連絡をいただいた場合には、原則として返金には応じられません。あらかじめご了承ください。

## 7. 申込期限

2016（平成 28）年 4 月 1 日（金）

[都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主管部(局)に必着]

## 8. 申込方法

(1) 申し込みは以下の手順をお願いします。

- ① 受講案内に添付された「受講申込書」に必要な事項をもれなくご記入ください。
- ② 受講申込者は原則として理事長または代表者、未開設（認可申請中）の場合はその代表者となります。
- ③ 「受講申込書」の記入もれがないことをご確認のうえ、都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主管部（局）長宛に提出してください。（**提出先は中央福祉学院ではありません**）
- ④ 記入内容について本学院より問い合わせを行う場合がありますので、所属先にてコピーを 1 枚保管してください。

(2) 申し込みの際には、以下の留意事項をご確認ください。

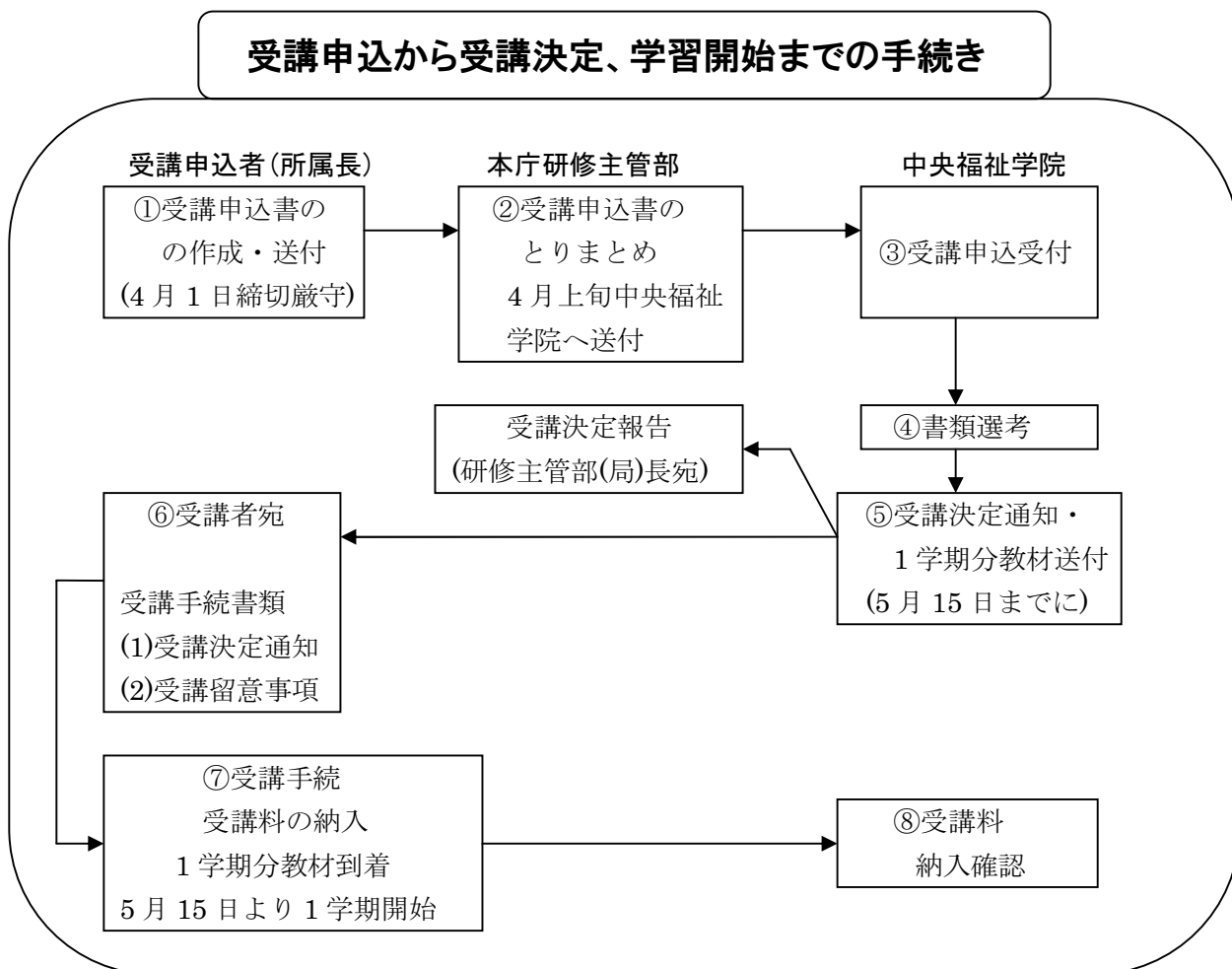
- ① 本講習課程は、公立、社会福祉法人立等の施設長を対象として、施設長就任前に受講することが原則ですが、人事異動・施設の開設または施設長交代の時期等により、就任前の受講が困難な場合は、就任後での受講も可能です。
- ② **受講申込後に受講者を変更することはできません。**
- ③ 本課程は、施設長就任（予定）者を対象としております。**受講申込書の施設長就任（予定）年月を正確にご記入ください。**また、**就任予定そのものが不確定の場合は受講いただけません。**
- ④ 開設準備中の施設等の場合、確実に教材等をお届けするため、教材の希望送付先は「自宅」を選択してください。
- ⑤ 以下に該当する場合は申し込みの受付ができません。
  - ・申込書に未記入の項目がある場合（任意記入項目を除く）
  - ・本年度以外の申込書用紙を使用した場合
  - ・「受講申込書」に**受講申込者（法人理事長もしくは代表者等）の役職・氏名の記入および公印がない**場合（認可申請中で未開設）の場合に限り代表者の私印でも可。ただし、中央福祉学院より確認の連絡をする場合があります）

## 9. 選考結果の通知

中央福祉学院において選考を行い受講の可否を決定します。選考結果は 2016年5月上旬に社会福祉研修主管部（局）と受講希望者宛に通知します。あわせて、1学期分の教材も送付します。

選考結果は、受講希望者ごとにそれぞれの勤務先に郵送しますが、5月15日以後になっても通知が届かない場合には中央福祉学院までご連絡ください。

なお、選考方法等に関するお問い合わせにはお答えできません。



## 10. 修了証書の交付

(1) 所定の修了要件を満たした方には、社会福祉施設長資格認定講習課程の修了証書を交付します。

(2) 修了要件は以下のとおりです。

- ① 通信授業の全科目に合格すること
- ② 面接授業（スクーリング）を修了すること

(3) 修了証書の交付時期は、2017（平成29）年4月上旬の予定です。

(4) 2016年度中に修了要件を満たせなかった場合、次年度（2017年度）に限り受講期間を継続して通信授業（修了テスト含む）および面接授業を受講できます。（未修了科目数に応じた継続受講料を納入いただきます。）

## ＜別表1＞学期別履修科目内容(予定)

学期	科目	主な内容
第1学期	社会福祉概論	現代社会の特徴と傾向、社会福祉制度の発展と課題、社会福祉の理念と政策、福祉行政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営、福祉サービスの特質と理念 等
	心理学	人の心理学的理解、人の成長・発達と心理、日常生活と心の健康、心理的支援の方法と実際 等
	医学一般	人体の構造と機能、ICFの基本的考え方と概要、一般臨床医学の概要、疾病と障害の概要 等
	人事・労務管理論	人事管理の重要性、リーダーシップ、施設の長としての心構え、労働法・労基法、労働契約、ワーク・ライフ・バランス、集団労働関係と法 等
第2学期	社会福祉援助技術論	相談援助の基本概念と発展過程、相談援助の基盤と専門職、アセスメントとプランニング、ソーシャルワークの実施・評価、ソーシャルワークを支える要素 等
	介護概論	介護の目的、機能及び介護の展開方法、介護と家政、看護・医療との関係、関連専門職との連携 等
	社会福祉施設経営管理論	社会福祉施設と社会福祉法人、社会福祉施設経営管理の基礎、社会福祉施設のサービス管理、社会福祉法人・施設の人事・労務管理、社会福祉施設の情報管理 等
	財務管理論	社会福祉法人の会計、社会福祉法人における資金の調達と運用、内部統制、予算管理、財務分析、情報開示 等
第3学期	老人福祉論	高齢者の生活と社会、介護保険制度の概要、ケアマネジメントの方法、高齢者福祉関係の法制度 等
	公的扶助論	現代社会と公的扶助、生活保護制度の概要、公的扶助における相談援助活動 等
	地域福祉論	地域福祉の基本的考え方、地域福祉の推進方法、地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民 等
	社会保障論	現代社会における社会保障制度の課題、社会保障制度の体系と概要、年金保険制度及び医療保険制度の概要 等
第4学期	児童家庭福祉論	児童家庭福祉の理念と意義、児童・家庭福祉制度の発展過程、児童・家庭福祉に係る法制度 等
	障害者福祉論	障害者福祉の基本理念、障害者福祉制度の発展過程、障害の概念、障害者総合支援法及び関連法制度 等
	法学	相談援助活動と法、成年後見制度、権利擁護活動の実際、更生保護制度 等
	社会学	現代社会の理論、人と社会の関係、社会問題、社会調査の基礎 等

## ＜別表2＞法人区分コード一覧

コード	法人区分
01	行政
02	事務組合等
03	独立行政法人
09	その他公法人
11	社会福祉法人
12	医療法人
13	特定非営利活動法人(NPO法人)
16	学校法人

コード	法人区分
17	協同組合
18	宗教法人
21	一般社団法人
22	一般財団法人
23	公益社団法人
24	公益財団法人
25	社会医療法人
26	特定医療法人

コード	法人区分
39	その他公益法人
51	株式会社
52	有限会社
53	合同会社
54	合資会社
69	その他営利法人
99	その他

## ＜別表3＞勤務先種別コード一覧

コード	勤務先名
【行政関係】	
001	都道府県・指定都市・中核市本庁
002	福祉事務所
003	市区役所・町村役場
004	相談所(児童・婦人・更生)
005	保健所
006	保護観察所
099	その他(行政機関)
【保護施設】	
101	救護施設
102	更生施設
103	医療保護施設
104	授産施設(生活保護法)
105	宿所提供施設(生活保護法)
【高齢者関係施設・事業所】	
201	養護老人ホーム
202	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)
203	軽費老人ホーム (A・B・ケアハウス)
204	老人福祉センター
205	老人休養ホーム
206	老人憩の家
207	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
208	老人短期入所施設 (短期入所生活介護事業所)
209	在宅(老人)介護支援センター 生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)
821	有料老人ホーム (介護付)
822	介護老人保健施設
823	介護療養型医療施設
825	通所リハビリテーション事業所
827	訪問看護事業所
828	訪問介護事業所
829	訪問入浴介護事業所
830	居宅介護支援事業所
831	福祉用具貸与事業所
832	認知症対応型共同生活介護 (高齢者グループホーム)
833	地域包括支援センター
834	小規模多機能型居宅介護事業所
835	サービス付き高齢者向け住宅 (特定施設入居者生活介護事業指定)
899	その他(介護保険事業所等)

コード	勤務先名
【障害者関係施設・事業所】	
411	身体障害者福祉センター
414	補装具製作施設
415	視覚障害者情報提供施設
417	盲導犬訓練施設
862	障害者支援施設
863	相談支援事業所
864	地域活動支援センター
865	居宅介護事業所
866	重度訪問介護事業所
867	同行援護事業所
868	行動援護事業所
869	重度障害者等包括支援事業所
870	短期入所事業所
871	療養介護事業所
872	生活介護事業所
873	共同生活介護事業所
874	自立訓練(機能訓練)事業所
875	自立訓練(生活訓練)事業所
876	就労移行支援事業所
877	就労継続支援(A型)事業所
878	就労継続支援(B型)事業所
879	共同生活援助事業所
880	移動支援事業所
881	福祉ホーム
899	その他(地域生活支援事業等)
【婦人保護施設】	
501	婦人保護施設
【母子福祉施設】	
580	母子福祉センター
581	母子休養ホーム

コード	勤務先名
【児童福祉施設】	
521	助産施設
522	乳児院
523	母子生活支援施設
524	保育所 (認可保育所)
525	児童遊園
526	児童館
527	児童養護施設
538	情緒障害児短期治療施設
539	児童自立支援施設
540	児童家庭支援センター
541	児童発達支援センター
542	児童発達支援事業所
543	福祉型障害児入所施設
544	医療型障害児入所施設
545	放課後等デイサービス事業
546	保育所等訪問支援事業
547	障害児支援利用援助事業
548	継続障害児利用援助事業
549	児童自立生活援助事業
550	放課後児童健全育成事業
551	子育て短期支援事業
552	乳児家庭全戸訪問事業
553	養育支援訪問事業
554	地域子育て支援拠点事業
555	一時預かり事業
556	小規模住居型児童養育事業
【その他の社会福祉施設等】	
801	授産施設(上記以外)
802	宿所提供施設(生活保護法以外)
803	無料低額診療施設
804	隣保館
805	へき地保健福祉館
806	へき地保育所
807	母子健康センター
808	青少年相談センター
809	地域福祉センター
810	認定こども園 (保育所型、幼保連携型)
844	小規模作業所(福祉作業所)
891	国立療養所
892	生活困窮者自立支援事業 (就労訓練事業)
899	その他(社会福祉施設等)
【団体等】	
901	都道府県・指定都市社会福祉協議会
902	市区町村社会福祉協議会
903	社会福祉法人本部(事務局)
999	その他(社会福祉施設等以外)

※勤務先種別について直接該当するものがない場合は899または999を選択のうえ、具体的な勤務先種別名をその他欄にご記入ください。  
また、総合施設や多機能型事業所に勤務している場合には、主に勤務を行っている施設・事業所の種別をご選択ください。

## ＜別表4＞職種コード一覧

コード	職種	コード	職種	コード	職種
<b>【経営者等】</b>		<b>【職員等】</b>			
001	会長	201	主任生活相談・支援員	304	検査技師
002	理事長	202	主任介護職員	305	保健師
003	企業・団体等の代表者	203	主任保育士	306	看護師(准看護師を含む)
004	常務理事	204	査察指導員・スーパーバイザー	307	医師
005	理事	211	生活相談・支援員	401	厚生員
006	評議員	212	介護職員	402	管理人
007	監事	213	保育士	403	世話人
099	その他の役員	214	ホームヘルパー(訪問介護員)	404	調理員
<b>【管理者等】</b>		215	介助員	405	栄養士
101	施設長	216	現業員(ケースワーカー)	406	事務職員
102	部長・課長・所長等	217	福祉司	501	福祉活動指導員
103	個人事業主	218	指導主事	502	企画指導員
104	事務局長	219	相談員・MSW・PSW	503	福祉活動専門員
105	副施設長	220	ケアマネジャー(介護支援専門員)	504	ボランティアコーディネーター
151	次長	221	職業指導員	<b>【その他】</b>	
152	事務局次長	222	就労支援員	999	その他の職種
161	事務長	223	行動援護従事者		
162	サービス提供責任者	301	作業療法士		
163	サービス管理責任者	302	理学療法士		
199	その他の管理者	303	言語療法士		

※上記に該当する職種がない場合は999を選択し、その他欄に具体的な職種をご記入ください。複数の職種を兼務されている方は、主に担当する業務の職種についてコードを選択してください。

## ＜別表5＞取得済資格コード一覧

コード	資格	コード	資格
<b>【社会福祉関係】</b>			
001	社会福祉士	106	助産師
002	精神保健福祉士	107	薬剤師
003	介護福祉士	199	その他医療関係の資格
004	介護職員基礎研修課程修了	<b>【学校関係】</b>	
005	ホームヘルパー1級課程修了	201	幼稚園教諭
006	ホームヘルパー2級課程修了	202	小学校教諭
007	ホームヘルパー3級課程修了	203	中学校教諭
008	介護支援専門員(ケアマネジャー)	204	高等学校教諭
009	保育士	205	養護学校教諭
010	言語聴覚士	206	特別支援学校教諭
011	視能訓練士	207	特別支援学校の長
012	手話通訳士	208	養護教諭
013	盲導犬訓練士	209	栄養教諭
014	福祉住環境コーディネーター	299	その他学校関係の資格
015	義肢装具士	<b>【会計関係】</b>	
016	福祉用具専門相談員	501	公認会計士
017	サービス介助士	502	税理士
018	管理栄養士	503	日商簿記検定1級
019	栄養士	504	日商簿記検定2級
020	社会福祉主事任用資格	505	日商簿記検定3級
021	児童福祉司任用資格	506	日商簿記検定4級
022	身体障害者福祉司任用資格	507	その他簿記検定
023	知的障害者福祉司任用資格	599	その他会計関係の資格
024	児童指導員任用資格	<b>【法律関係】</b>	
025	介護職員初任者研修	701	弁護士
026	認知症介護実践者研修	702	司法書士
027	喀痰吸引等研修	703	行政書士
099	その他社会福祉関係の資格	704	社会保険労務士
<b>【医療関係】</b>		799	その他法律関係の資格
101	医師	<b>【その他】</b>	
102	看護師(准看護師を含む)	999	その他
103	保健師		
104	理学療法士		
105	作業療法士		





## 受講申込書の記入方法

- ・ 申込書の「\*」のある項目は必須項目です。記入もれのないようご注意ください。
- ・ 申込書の\*のない項目は任意記入です。
- ・ 任意記入の項目は選考にあたっての参考とはいたしません。

項目No.	内容	記入方法
	法人代表者役職・氏名・公印	法人代表者の役職名、氏名をご記入のうえ、公印を捺印してください。 複数名の希望者がいる場合、全員の申込書に捺印が必要です。 <b>(記入・捺印のない場合、申込は受付いたしません)</b>
1	受講希望者氏名(カナ)	カタカナでご記入ください(濁点(゜)等はカタカナと同じマスに記入してください)。
2	受講希望者氏名(漢字)	漢字でご記入ください(楷書で丁寧に記入ください)。
3	生年月日	生年月日を西暦でご記入ください。 (昭和の場合…(和暦)+1925年、平成の場合…(和暦)+1988年)
4	性別	1…男性、2…女性 のいずれかをご記入ください。
5・17	自宅住所・勤務先住所	郵便番号(7桁)、住所(都道府県から)をご記入ください。「大字」「字」等は省略してください。また、丁目、番地等はハイフンで記入してください。(例: 上山口○丁目2番10号 ⇒ 上山口○-2-10)
6・7・8・9・18・19	電話番号・FAX番号等	左づめでご記入ください。自宅に固定電話がない場合は、携帯電話番号のみの記入で結構です。
10	勤務先経営区分	1…国立民営、2…公立民営のいずれかをご記入ください。
11	勤務先法人名	別表2より法人区分コードを選び、 <b>法人名の欄には具体的な名称のみ</b> をご記入ください。 (例: 社会福祉法人 ロフォス福祉会 ⇒ 法人区分「11」、法人名「ロフォス福祉会」)
12	勤務先名	勤務先の正式名称をご記入ください。
13	勤務先部署名	部署名がない場合には、記入する必要はありません。
14	勤務先種別	別表3より勤務先種別コードを選び、ご記入ください。(社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の届出をしている施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所をご記入ください。)その他を選択した場合は具体的な勤務先の種別名をご記入ください。
15	受講希望者職種	別表4より職種コードを選び、ご記入ください。 複数職種を兼務されている場合は、主な担当業務についてご記入ください。 その他を選択した場合は、具体的な職種名をご記入ください。
16	勤務形態	1:常勤、2:非常勤のいずれかをご記入ください。
20	教材の希望送付先	教材等の各種通信物の送付先を1…自宅、2…勤務先のいずれかをご指定ください(未記入の場合は勤務先にお送りします)。なお、選考結果は勤務先へお送りします。
21	経験年数	2016年4月1日現在における現職の経験年数、現職を含めた福祉関連業務の経験年数をご記入ください。
22	施設長就任(予定)年月	施設長に就任を予定している、または就任した年月をご記入ください。 <b>記入のない場合、就任予定がないものとみなし、受講の対象から除外されます</b>
23	施設長就任予定先種別	施設長に就任する予定の勤務先種別について別表3より該当するものをご記入ください。
24	施設長就任予定先法人名	別表2より法人区分コードを選び、 <b>法人名の欄には具体的な名称のみ</b> をご記入ください。
25	施設長就任予定先施設名	施設長就任予定先の正式名称をご記入ください。
26	最終学歴	該当するものをご記入ください。
27	取得済資格等	別表6より既已取得した資格を選択してご記入ください。 複数の資格を保有している場合は『 / 』で区切ってご記入ください。
28	研修案内等の送付	上記に記載した住所に全国社会福祉協議会からの研修、出版物のご案内の送付を希望される場合は「1」を、希望されない場合は「2」をご記入ください(記入のない場合は「1」とみなします)
29	手話通訳等の手配	スクーリングの際に手話通訳を必要とする方は必ずチェックしてください。なお、スクーリングは本学院が指定する回に出席いただきます。
30	その他特記事項	スクーリングの参加にあたって必要となる事項について具体的にご記入ください(例: 車椅子を利用するなど)。 ※申込時に回数指定はできません。
30	職歴等	施設長の資格要件の有無を判断する際の資料といたします。現職にいたるまでの社会福祉事業に関する職歴、および社会福祉事業以外の職歴があればご記入ください。

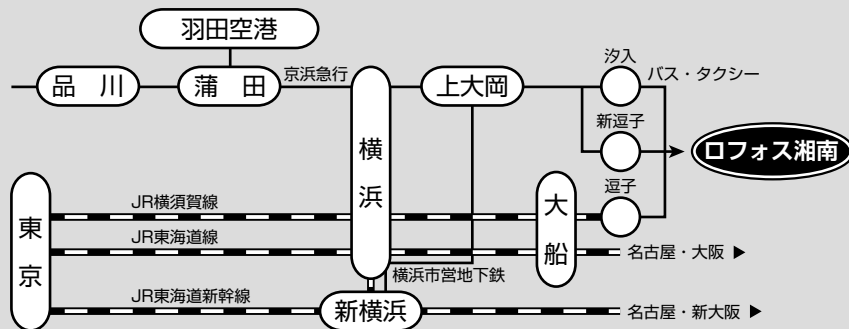
## 個人情報の取扱いについて

受講者の皆様に関する個人情報は、①全国社会福祉協議会中央福祉学院が行う研修の受講者台帳の作成、研修テキストや各種資料の送付、面接授業等で配布する受講者名簿の作成、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等の研修事業関連、②全国社会福祉協議会もしくは全国社会福祉協議会を構成する各種組織が行う研修事業および出版物に関するご案内のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、全国社会福祉協議会「個人情報の保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

※全国社会福祉協議会のプライバシーポリシー等は、全社協ホームページに掲載しています。  
(<http://www.shakyo.or.jp/kojin.html>)

## 【交通のご案内】



### ○公共交通機関をご利用の場合

JR「逗子」駅、または京浜急行「新逗子」駅下車、路線バス利用にて約25分。

### ○自家用車をご利用の場合

横浜横須賀道路「逗子IC」から、逗葉新道・三浦半島中央道路（トンネル）経由で約15分。

アクセス方法・所要時間等の詳細は本学院ホームページにてご確認ください。

## 《お問い合わせ・受講申込等》

### 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院 施設長資格認定係

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

TEL.046-858-1355 FAX.046-858-1356

【ホームページ】 <http://www.gakuin.gr.jp/> 【「中央福祉学院」でご検索ください】

※受講申込書は、  
各都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主管部(局)長宛に  
提出してください。(提出先は中央福祉学院ではありません)

## LOFOS SHONAN

ロフォス湘南は中央福祉学院の愛称です。  
ロフォス湘南の「ロフォス」はギリシャ語で「丘」という意味です。